

# 地域交流スペースくるね 利用要綱

制定日	2026年（令和8年）3月31日
施行日	2026年（令和8年）4月 1日

改定日	改廃の概要

制定・改廃	理事長
-------	-----

## 第1章 総則

第1条 目的

第2条 施設の性格

第3条 利用対象

第4条 利用の基本原則

第5条 優先利用

## 第2章 各機能の利用

第6条 利用区分

第7条 多目的ホールの利用

第8条 機能訓練スペース

第9条 交流スペース

第10条 未成年者のみの専用利用

第11条 キッズスペース

第12条 売店

第13条 相談支援事業所ポプルス

第14条 専用利用の申込

## 第3章 利用時間・休館日

第15条 利用の取り消し等

第16条 多目的ホール及び交流スペースの利用時間

第17条 休館日

## 第4章 料金

第18条 利用料金

## 第5章 利用上の義務

第19条 遵守事項

第20条 立入禁止区域

第21条 入所者への配慮

第22条 利用承認の取消し等

第23条 撮影等

第24条 安全管理

第25条 損害賠償

第26条 免責

## 第6章 雑則

第27条 要綱の変更

第28条 改廃

## 附 則

施行日

## 地域交流スペースくるね利用要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本要綱は、社会福祉法人北海道リハビリ（以下「法人」という。）が設置する地域交流スペースくるね（以下「くるね」という。）の利用及び運営に関し必要な事項を定め、地域住民の交流促進、福祉の推進並びに施設の適正かつ安全な管理運営を図ることを目的とする。

#### (施設の性格)

第2条 くるねは、地域福祉の推進を目的とした複合型施設とし、次の機能を有する。

- (1) 多目的ホール
- (2) 機能訓練スペース
- (3) 交流スペース
- (4) 特定相談支援事業所ポプルス

#### (利用対象)

第3条 くるねは、地域住民、関係団体、行政機関その他施設の設置目的に適合する者の利用に供する。

- 2 くるねの利用は、年齢、障がいの有無又は居住地を問わず認めるものとする。
- 3 本要綱において、くるねを利用する者を「利用者」といい、同一敷地内の施設に入所又は通所している者を「施設利用者」という。
- 4 法人は、安全管理その他施設運営上必要があると認める場合、利用者に対し氏名等の簡易な受付記録の記載を求めることができる。

#### (利用の基本原則)

第4条 くるねは、地域交流の促進、福祉理解の向上、健康づくり及び地域福祉の推進に資する目的で利用するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は利用を認めない。
  - (1) 公序良俗に反する利用
  - (2) 特定の政治活動又は宗教活動を主目的とする利用
  - (3) 反社会的勢力による利用
  - (4) 安全確保が困難と認められる場合
  - (5) 施設運営に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (6) その他法人が不適合と認める場合
- 3 危険を伴う運動、他の利用者に危害を及ぼすおそれのある行為、又は施設設備を損傷するおそれのある行為は禁止する。

(優先利用)

第5条 災害対応その他公益性の高い利用又は施設管理上必要がある場合には、法人は、既に承認した利用の変更又は取消しを行うことができる。

2 前項により利用の変更又は取消しを行う場合、法人は事前に利用者へ連絡するものとする。

## 第2章 各機能の利用

(利用区分)

第6条 くるねの利用区分は、次のとおりとする。

(1) 個人利用 個人が施設を利用すること

(2) 専用利用 特定の団体が一定時間施設又はその一部を独占して利用すること

(多目的ホールの利用)

第7条 多目的ホールは、地域住民の健康増進、交流活動その他施設の目的に適合する活動に利用することができる。

2 専用利用を希望する場合は、第14条に定める手続きにより、法人の承認を受けなければならない。

(機能訓練スペース)

第8条 機能訓練スペースは、主として施設利用者の機能維持・回復支援を目的とする。

2 法人は、地域福祉推進の観点から、地域住民に対しリハビリ相談、福祉用具展示その他福祉啓発活動として当該機能を開放することができる。

3 第16条の規定にかかわらず、利用日は平日のみとし、利用時間は午前10時から午後4時までとする。

4 機能訓練スペースは主として施設利用者の利用に供するものとし、個人利用に限るものとする。

(交流スペース)

第9条 交流スペースは、地域住民の交流活動、講座、会議、イベント等に利用することができる。

2 専用利用を希望する場合は、第14条に定める手続きにより、法人の承認を受けなければならない。

(未成年者の専用利用)

第10条 18歳未満の者のみで専用利用する場合は、次の各号によるものとする。

(1) 小学生及び中学生が利用する場合は、保護者又は指導者(教職員、スポーツ指導員その他成人の責任者)の同伴を要する。

(2) 高校生又はこれに準ずる年齢の者(おおむね15歳以上18歳未満)が利用する場合は、保護者又は指導者の書面による承諾書を提出し、利用責任者を定めなければならない。

- (3) 前2号にかかわらず、法人が安全管理上必要と認める場合は、成人責任者の同伴を求めることができる。
- (4) 前号の承諾書の様式その他必要事項は、法人が別に定める。

(キッズスペース)

第11条 地域交流スペース内に設置するキッズスペースは、主として乳幼児及び児童の遊び場として利用することができる。

- 2 未就学児の利用については、必ず保護者又は監護者が同伴し、当該保護者等が監督責任を負うものとする。
- 3 法人は、混雑状況、安全管理又は施設運営上必要と認める場合、利用制限又は利用中止の措置を行うことができる。
- 4 法人は、キッズスペースの利用に伴う事故について、法人に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わない。

(売店)

第12条 売店は、利用者の利便性向上及び地域交流の促進を目的として設置する。

- 2 営業日は平日のみとし、営業時間は午前10時から午後5時までとする。
- 3 利用者は、次の行為をしてはならない。
  - (1) 商品の転売を目的とした購入
  - (2) 売店運営を妨げる行為
  - (3) その他施設管理上支障がある行為

(相談支援事業所ポプルス)

第13条 くるねには、特定相談支援事業所ポプルスを併設する。

- 2 当該事業所の運営は、関係法令及び別に定める運営規程による。

(専用利用の申込)

第14条 専用利用を希望する者は、利用日の2か月前の日から利用日の14日前の日までの間に、専用利用申込書（以下「申込書」という。）及び専用利用同意書（以下「同意書」という。）を提出し、法人の承認を受けなければならない。

- 2 電話による予約は仮予約として受け付けるものとする。
- 3 申込書及び同意書の提出、並びに第18条に定める利用料金の支払いが完了した時点で、予約は確定するものとする。
- 4 仮予約をした者は、申込日の翌日から起算して7日以内に利用料金を支払わなければならない。
- 5 前項の期間内に支払いが完了しない場合、当該仮予約は失効する。
- 6 申込方法その他必要な事項は、法人が別に定める。
- 7 法人は、施設管理上必要があると認める場合、利用に条件を付することができる。
- 8 専用利用を申し込む者は、本要綱及び利用条件、料金、キャンセル規定その他必要事項を記載した同意書の内容に同意し、これを提出しなければならない。
- 9 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 10 利用者は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに法人へ届け出なければならない。

(利用の取り消し等)

第 15 条 利用の取消し（キャンセル）に伴う利用料金の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 利用者は、利用をキャンセルする場合、利用日の 7 日前（利用日を含めない）までに法人へ連絡しなければならない。
- (2) 利用日の 7 日前（利用日を含めない）までにキャンセルの連絡があった場合は、既に納付された利用料金は全額返還するものとする。
- (3) 前号の期限後にキャンセルの連絡があった場合は、既に納付された利用料金は返還しないものとし、未納の場合は利用料金の全額を請求することができるものとする。
- (4) 無断で利用しなかった場合は、前号に準じて利用料金の全額を請求することができる。
- (5) 前各号に定めるキャンセルの取扱いは、利用申込又は予約の際に利用者に提示し、同意を得るものとする。

### 第 3 章 利用時間・休館日

(多目的ホール及び交流スペースの利用時間)

第 16 条 利用時間は、次のとおりとする。ただし、法人が施設管理上必要と認める場合は変更することができる。

#### (1) 個人利用

夏期（5 月～10 月） 午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

冬期（11 月～4 月） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

#### (2) 専用利用

平 日 午後 6 時 00 分から午後 8 時 30 分まで

土日・祝日 午前 10 時 00 分から午後 8 時 30 分まで

- 2 時間外利用は法人の許可を要する。
- 3 利用時間には準備及び後片付けの時間を含む。
- 4 専用利用は原則として 5 名以上とする。ただし、法人が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 利用者は、施設が貸与する備品を大切に使用し、利用後は直ちに返却しなければならない。
- 6 貸与備品の破損・紛失があった場合は、法人は利用者に対し、その修繕又は代替費用の負担を求めることができる。
- 7 夜間利用においては、利用責任者は終了時の施錠及び消灯確認を行い、法人職員へ引き渡さなければならない。
- 8 専用利用については、施設の公平利用及び地域交流の確保のため、次の各号によるものとする。
  - (1) 同一団体が定期的にご利用する場合は、原則として週 1 回までとする。
  - (2) 同一団体が連続して専用利用する場合は、原則として 2 日以内とする。
  - (3) 前 2 号にかかわらず、法人が特に必要と認める場合は、この限りでない。

9 多目的ホールを利用する者は、室内用シューズを使用しなければならない。ただし、裸足で行う競技等、法人が認めた場合はこの限りでない。

(休館日)

第17条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 土日・祝日（専用利用として法人の承認を受けた場合を除く）
- (2) 年末年始
- 2 法人は必要に応じ臨時に休館することができる。
- 3 臨時休館の場合は、掲示板・HP・メール等で事前に告知する。

## 第4章 料金

(利用料金)

第18条 利用料金は次のとおりとする。

- 1 多目的ホール
  - (1) 個人利用 無料
  - (2) 専用利用（非営利） 1時間400円
  - (3) 専用利用（営 利） 1時間4,000円
- 2 交流スペース
  - (1) 個人利用 無料
  - (2) 専用利用（非営利） 1時間200円
  - (3) 専用利用（営 利） 1時間2,000円
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、営利用とみなすことができる。
  - (1) 営利を主たる目的として参加費を徴収する場合
  - (2) 物品販売又は営業活動を行う場合
  - (3) 講座、教室等を継続的に開催し、収益を得ることを目的とする場合
  - (4) その他法人が営利目的と認める場合
- 4 法人の都合、天災、気象条件その他やむを得ない事由により利用できなくなった場合は、利用料金を請求せず、又は返還することができる。
- 5 法人は、公益性が高いと認める利用その他特別の事情がある場合には、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の適用の可否は、法人が個別に判断する。

## 第5章 利用上の義務

(遵守事項)

- 第19条 利用者は、くるねを適切に使用し、原状回復、清掃及びごみ持帰り等を行わなければならない。
- 2 利用終了後は、机・椅子・備品等を所定の位置に戻し、必要に応じて職員の確認を受けるものとする。
  - 3 利用者は、法人が許可した備品及び設備のみを使用するものとする。
  - 4 多目的ホール内での飲食は原則として禁止する。ただし、水分補給その他必要と認められる場合はこの限りでない。

- 5 飲食は、法人が認めた指定場所においてのみ行うことができる。
- 6 施設敷地内は禁煙とする。
- 7 アルコール類の持込み及び飲酒は禁止する。
- 8 動物の同伴は原則として禁止する。ただし補助犬はこの限りでない。
- 9 法人は、安全管理又は施設運営上必要があると認める場合、利用者に対し利用の中止、退去、立入制限その他必要な措置を命ずることができる。

(立入禁止区域)

第20条 くるねの2階その他法人が指定する区域は、障害者支援施設の運営区域であるため、利用者の立入りを禁止する。

- 2 法人が特に許可した場合を除き、利用者は当該区域へ立ち入ってはならない。
- 3 法人は、安全管理又は施設利用者の安全確保の観点から必要と認める場合、立入禁止区域を追加し、又は変更することができる。

(施設利用者への配慮)

第21条 利用者は、くるねの利用にあたり、立入可能な区域であっても、同一敷地内に設置されている施設利用者の生活環境及びプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

- 2 法人は、施設利用者の安全確保又は生活環境の維持のため必要があると認める場合、利用方法の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(利用承認の取消し等)

第22条 法人は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用承認を取消し、利用の中止又は退去を命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請があったとき
- (3) 安全確保が困難と認められるとき
- (4) 暴力行為、威圧的言動、迷惑行為その他施設運営に重大な支障を及ぼす行為があったとき
- (5) その他法人が施設管理上必要と認めたとき
- (6) 利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき

(撮影等)

第23条 他の利用者の同意なく撮影・録音・公開をしてはならない。

- 2 前項の公開には、SNS、動画配信サービス、インターネット掲示板その他不特定多数が閲覧可能な媒体への掲載を含む。
- 3 法人は、必要があると認める場合、撮影・録音の中止、データの削除その他必要な措置を求めることができる。利用者はこれに従わなければならない。

(安全管理)

第24条 個人利用における安全管理は、利用者の自己責任において行うものとする。

- 2 専用利用における安全管理は、当該団体の利用責任者が責任をもって行うものとする。
- 3 利用責任者は、利用前に危険防止措置を講じ、利用中は事故防止のため参加者を適切に監督しなければならない。

- 4 事故、けが、設備の破損その他異常が発生した場合は、利用者は応急措置を講じるとともに、直ちに法人職員へ報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 法人は、専用利用に際し、傷害保険又は賠償責任保険への加入を推奨するものとする。
- 6 災害、事故その他緊急時には、利用者は法人職員の指示に従わなければならない。
- 7 降雪、路面凍結、暴風雪その他の気象状況により安全な利用が困難と認められる場合、法人は施設の利用を制限又は中止することができる。

#### (損害賠償)

- 第 25 条 利用者は、故意または過失により、施設の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失させた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 損害には、修繕費、交換費、代替品費用等が含まれる。
  - 3 損傷又は滅失が発生した場合は、直ちに法人職員に報告しなければならない。
  - 4 法人は、損害の程度に応じて賠償方法及び金額を定め、利用者に請求することができる。
  - 5 賠償請求に基づく支払いが期日までに行われられない場合、法人は次回以降の施設利用を制限することができる。
  - 6 利用者の故意又は過失によらない損害については、利用者は賠償責任を負わない。

#### (免責)

- 第 26 条 利用者は、自己の責任において施設を利用するものとする。
- 2 利用者間に生じた事故、紛争又はトラブルについては、法人に故意または重大な過失がある場合を除き、法人は責任を負わない。
  - 3 天災地変、設備故障その他法人の責めに帰さない事由により、利用ができなくなった場合においても、法人は責任を負わない。
  - 4 法人が本要綱に基づき利用承認の取消し又は利用中止の措置を行った場合において、利用者に損害が生じても、法人に故意又は重大な過失がある場合を除き、法人は責任を負わない。
  - 5 利用者の持ち物の紛失又は盗難について、法人は責任を負わない。

## 第 6 章 雑則

#### (要綱の変更)

- 第 27 条 法人は、施設の管理運営上必要があると認める場合には、本要綱を変更することができる。

#### (改廃)

- 第 28 条 この要綱の改廃は、理事長が行う。

#### 附則

- この要綱は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から施行する。